

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第三十八号

昭和二十四年農林省令第十六号加工炭需給調整規則に基
いて鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則を次のように定
める。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則

第一條 本縣の加工炭の需給調整については、昭和二十
四年農林省令第十六号加工炭需給調整規則（以下省令
といふ。）によるの外、この規則の定めるところによ
る。

第二條 この規則施行の日現在において加工炭の製造を
業とする者は、この規則施行の日から三十日以内に、
第一條の規定に依る。

本書ノ大ナハ國定規格△5円

昭和二十四年五月十七日 火曜日

第二千十一号

この規則施行の日の翌日からあらたに加工炭の製造を
業とする者は、その製造をはじめた日から三十日以内
に、製造について知事に、工場及び品目別に届け出な
ければならない。

2、前項の届出事項中に変更があつた場合には、直ちに
その旨を知事に届け出なければならない。

第三條 販売業者にならうとする者は、小売業、卸売業
別の申請書に省令第三條第六項に該当しないことを記
する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第四條 縣外の加工炭の業務用消費者又は販売業者が縣外に移出
しようとするときは、知事の承認を受けなければなら
ない。

2、加工炭の業務用消費者又は販売業者が縣外の加工炭
の製造業者から加工炭を購入しようとするときは、そ

の購入について移出都道府縣知事の承認を受けたことを証する書類を添えた申請書を知事に提出しなければならない。

第五條 年間に消費する加工炭の品目別数量の合計が五百石（孔明れん炭又はたどんは箇数を重量に換算する。）以上の業務用消費者（加工炭の製造を業とする者で、自己の製造した加工炭を業務用に消費する者を含む。）は、知事に、その他の消費者は、所在の市町村長に届け出で、省令第五條第一項の配給の割当を証明する公文書（以下割当公文書という。）の交付を受けなければならない。

第六條 家庭用消費者は、前條の届出の場合には、昭和二十三年農林省令第七十三号新炭需給調整規則第二十條第二項の配給券を提示し、その余白の箇所に加工炭購入額当数量の記入を受けるものとし、その記入を受けた配給券は、市町村長の交付する割当公文書とみなす。

第七條 第五條の規定により市町村長が割当公文書を発

給した場合は、その公表を当該市町村長が行うものとする。

第八條 販売業者は、省令第三條第四項の登録番号の外に、登録年月日、業種、氏名、店舗又は営業所の所在地を記入した標識を店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第九條 営業をやめようとする販売業者は、その旨を知事に届け出でなければならない。この場合、知事は、その者の住所及び氏名を公表し、この公表の日を営業をやめた日とする。

第十條 省令第七條第三項の譲渡又は省令第十五條第一項の在庫を有する場合には、その品目別数量を公表の日から十日以内に、知事に、報告しなければならない。

第十一條 地方事務所長及び市長は、省令第十三條の規定に基く、販売業者（卸売業者を除く。）の報告を取りまとめ、知事に報告するものとする。

第十二條 省令第七條第三項の譲渡又は省令第十五條第一項の出荷若しくは、配給を命ぜられた者は、その指

1、省令第三條第二項の登録申請

加工炭卸売登録申請書

一、氏名又は名称

二、住所

郡

町

村

大字

番地

三、営業設備の概要

店舗又は営業所所在地
建物
種類(用途別)
物
大きさ
その他

市
郡
町
村
大字
番地
坪

四、一箇月間の販売見込数量

品目 (規格)	種類	用途	数量	備考
				世帯数
				業務用消費者数

附 則

第十六條 この規則は、公布の日からこれを施行する。

第十七條 昭和二十三年鳥取縣規則第八十四号鳥取縣加工炭需給調整規則施行細則は、これを廢止する。

00359

五、昭和二十四年二月二十三日前六箇月間における最高販売数量があつた月とその数量

00360.

加工炭買入、亮渡等報告書(期間 年月日から 年月日まで)

品目		種類	前 期	間 末	當 期	當 期 間 中の 亮 渡 先 別 用 途 別	當 期 間 中の 亮 渡 數 量	當 期 間 中 に 亮 渡 不 能 と な つ た 數 量	當 期 間 中 に 亮 渡 不 能 と な つ た 數 量
		(規格)	量	庫	量				
量	庫	量	庫	量	庫	量	庫	量	庫
入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫
業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者
小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業	小売業
業務用	業務用	業務用	業務用	業務用	業務用	業務用	業務用	業務用	業務用
家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用	家庭用
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

進駐軍用、事務用、鑛工業用、農林漁業用者需用、その他用、輸出品用

4、省令第十三條の生産亮渡等の報告 製造業者の分

品目		種類	前 期	間 末	當 期	當 期 間 中の 亮 渡 先 別 用 途 別	當 期 間 中の 亮 渡 數 量	當 期 間 中 に 亮 渡 不 能 と な つ た 數 量	當 期 間 中 に 亮 渡 不 能 と な つ た 數 量
		(規格)	量	庫	量				
量	庫	量	庫	量	庫	量	庫	量	庫
入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫	入数	在庫
業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者	業者
卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者	卸売業者
販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者	販売業者
消費者	消費者	消費者	消費者	消費者	消費者	消費者	消費者	消費者	消費者
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

加工炭需給調整規則第十二條第一項の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

登録番号

注意 当期間中の亮渡数量欄(業務用消費者欄)には次の区分による用途を記入すること。

知事宛

氏

名印

年 月 日

住所

氏

名印

加工炭需給調整規則第十三條第二号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

登録番号

知事宛

住所

名印

2、省令第十三條の買入、亮渡等の報告 小売業者の分 加工炭買入、亮渡等報告書(期間 年月日から 年月日まで) 用、官需用、その他用、輸出品用

3、省令第十三條の買入、亮渡等の報告 卸売業者の分 加工炭買入、亮渡等報告書(期間 年月日から 年月日まで) 用、官需用、その他用、輸出品用

右加工炭需給調整規則第三條第一項の規定によつて登録を受けたいので資格を証する書類を添え申請致します。

年 月 日

住所

氏

名印

年 月 日

登録番号

知事宛

住所

名印

注意 一箇月間の販売見込数量表中の用途とは次の区分によるものをいう。

家庭用、進駐軍用、事務用、鑛工業用、農林漁業

右加工炭需給調整規則第三條第一項の規定によつて登録を受けたいので資格を証する書類を添え申請致します。

年 月 日

住所

氏

名印

年 月 日

登録番号

知事宛

住所

名印

4、省令第十三條の買入、亮渡等の報告 卸売業者の分 加工炭買入、亮渡等報告書(期間 年月日から 年月日まで) 用、官需用、その他用、輸出品用

5、省令第十三條の買入、亮渡等の報告 小売業者の分 加工炭買入、亮渡等報告書(期間 年月日から 年月日まで) 用、官需用、その他用、輸出品用

右加工炭需給調整規則第十三條第一号の規定により右の通り報告致します。

年 月 日

住所

氏

名印

年 月 日

登録番号

知事宛

住所

名印

5、第二條の製造履

加工炭製造届

左記の通り加工炭の製造をしているから届け出で致します。

年月日

住所

姓氏

知事宛

記

名印

2、原動機の種類、員数及び馬力

種類	馬力	馬力	員数	備考
電動機	公称馬力	実馬力		

一、工場場所所在地 市郡
町大字 番地
年月日

三、事業開始年月日

年

月

日

年

月

日

四、工場設備の概要

1、製造機械の種類、員数、所要馬力及び所要人員數

種類	員数	所要馬力數	所要人員	備考
製造機械	男	女	計	

品目	種類規格	月別	4、品別月別年間生産見込数量												
			計	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一二三	計	備考

二、工場場所所在地 市郡
町大字 番地
年月日

三、事業開始年月日

年

月

日

四、工場設備の概要

種類	員数	所要馬力數	所要人員	備考
製造機械	男	女	計	

右の通り購入し移出したいから御承認下さるよう申請致します。

年月日

知事宛
住所
氏名印

備考

備考

6、第四條第一項の申請

加工炭購入・移出承認申請書

一、品目、種類及び数量

品目	種類	規格	数量	備考
計				

二、購入先 郡市町村大字 番地
年月日から 日まで

名印

7、第四條第二項の申請

加工炭縣外購入割当証明書交付申請書

一、品目、種類及び数量

品目	種類	規格	数量	備考
計				

三、購入期間 年月日から 日まで

四、購入理由

五、移出先 県府都
市
郡
町大字
番地
年月日から 日まで

二、購入先 県都 郡市 町大字 番地

三、購入期間 年月 日から 日まで

四、購入理由

右の通り縣外購入割当證明書の交付を受けたいから別紙承認書を添え申請致します。

年月日

六、廢業の理由
右の通り廢業したいから届け出で致します。
知事宛 住所 氏名(印)

9、第九條の廢業届
住 所 氏 名(印)
廈業届

一、店舗又は營業所々在地

郡市 町大字 番地

二、業種

登録番号 第 年月日

三、登録番号 第 年月日

登録を受けた年月日 年月日

五、營業者住所及び氏名

郡市 町大字 番地

四、登録を受けた年月日 年月日

登録を受けた年月日 年月日

五、營業者住所及び氏名

郡市 町大字 番地

11、省令第三條第三項の登録票

小売業者の分

加工炭小売登録票

住 所

郡市 町大字 番地

登録番号

第 号

登録年月日

年 月 日

店舗(營業所)所在地

郡市 町大字 番地

卸売業者の分

加工炭卸売登録票

住 所

郡市 町大字 番地

登録番号

第 号

登録年月日

年 月 日

12、第八條の標識
小売業者の分
八〇種

店舗(營業所)所在地

郡市 町大字 番地

登録番号 第 号

登録年月日

年 月 日

加工炭登録小売業者

店舗(營業所)所在地

郡市 町大字 番地

卸売業者の分
八〇種

登録番号 第 号

登録年月日

年 月 日

加工炭登録卸売業者

店舗(營業所)所在地

郡市 町大字 番地

二三種

10、第十條の在庫報告
加工炭在庫数量報告書(年月日廢業)
品目(規格)種類 計 数 量 備考
知事宛 住所 氏名(印)

右の通り報告致します。

年月日

告示

00365

◆鳥取縣告示第二百三十四号

健康保險法、船員保險法に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十四年五月十七日

診療科名	診療所名	所在地	保険医氏名	指定年月日
鳥取縣知事	西尾愛治			

内明治診療所	氣高郡明治村大字松上一八六	同	山本壽美代	昭和三年十月一日
内東郷村診療所	家一四八ノ二	同		同二四年四月一日
内小東郷村	城野	寛同		
同城野醫院	鳥取市茶町二〇	城野		

◆鳥取縣告示第二百三十五号

昭和二十四年七月農林省令第六十三号加工水產物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水產物の公認荷受機關として登録した。

昭和二十四年五月十七日

河川の区域	鳥取縣知事	西尾愛治
「ヶズ池一、一二二番地先」	鳥取縣海產物株式會社	

「ヶズ池一、一二二番地先」を「ヶズ池北一一七ノ一番

◆鳥取縣告示第二百三十六号

昭和二十四年一月鳥取縣告示第三号河川敷地公用廢止河川の区域の一部を次のように改める。

昭和二十四年五月十七日

地先	「ヶズ池一、一二九番地先」	「欠口七五ノ一番地先」	「二七日 同 膙谷村」
「畑中河原四三三番地先」	「下河原上二一九ノ二番地先」	「二八日 東伯郡社村」	同上
「先」	「大良田一、三四六番地先」	「三〇日 同 下北條村」	同上
「四ノ一番地先に改める。」	「孝忠河原上二三	「三一日 同 大誠村」	同上
昭和二十四年五月十七日	「六月一日 西伯郡所子村」	「二日 米子市久米町」	同
	「同 三日 西伯郡彦名村」	「同 東伯郡長瀬村」	由良町

教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第二十五号

次により鳥取縣教育委員會の臨時會議を招集する。

昭和二十四年五月十七日

検査月日	第一班	第二班
五月二〇日	鳥取市岩倉、卯垣	
同二二日	米子市博労町	
同二三日	岩美郡福部村	
同二四日	八頭郡佐治村	
同二五日	氣高郡豐美村	
同二六日	逢坂村	

記

一、日時 昭和二十四年五月十八日

一、場所	鳥取市東町教育委員會事務局委員室
一、附議事項	

二、登録の種類 加工水產物
四、取扱水產物の種類 加工水產物
三、登録番号 第十一号
五、營業所又は事務所の位置
四、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡倉吉町大字越殿町千尋百八拾五番地
代表取締役 小倉龍一
鳥取縣海產物株式會社

一、登録者住所氏名 鳥取縣東伯郡倉吉町大字越殿町千尋百八拾五番地
越殿町千尋百八拾五番地
鳥取縣海產物株式會社

◆鳥取縣告示第二百三十七号

家畜傳染病予防法第七條の規定によつて次の日程により種鷄にたいし雑白刺検査を施行する。

昭和二十四年五月十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

検査月日	第一班	第二班
五月二〇日	鳥取市岩倉、卯垣	
同二二日	米子市博労町	
同二三日	岩美郡福部村	
同二四日	八頭郡佐治村	
同二五日	氣高郡豐美村	
同二六日	逢坂村	

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

記

一、日時 昭和二十四年五月十八日

一、場所 鳥取市東町教育委員會事務局委員室

00367
一、事務局人事について
二、鳥取縣教育委員會事務局支所規程中改正について
三、調査統計委員會設置について
1、鳥取縣教育調査統計委員會設置要綱
2、同右規定

四、公立學校人事について

五、學級兒童定員変更並に學級數変更について
六、小學校教員の定員一部修正について
七、幼稚園設置について

正 誤

昭和二十四年四月二十六日付第一千五号の鳥取縣公報中
鳥取縣告示「第三百四号」を「第二百四号」に訂正する。

昭和二十四年五月十七日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

発行

鳥取縣

鳥取市

東町

鳥取縣

鳥取市

東町

鳥取縣

印 刷 所